

指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 施設の名称

周南市立新南陽市民病院

2 指定管理者となる団体の名称

公益財団法人周南市医療公社

所在地 周南市宮の前二丁目3番15号

3 指定の期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日まで

(参 考)

公益財団法人周南市医療公社の概要

1 設立の経緯

医療を通じて住民の健康と福祉の増進を図ることを目的に、平成11年に財団法人新南陽市医療公社を設立。市町村合併に伴い、平成15年に財団法人周南市医療公社となり、平成25年から公益財団法人へ移行

2 設立年月日 平成11年6月4日

3 所在地 周南市宮の前二丁目3番15号

4 目的

周南市及びその周辺の地域住民の健康の保持、公衆衛生の向上、高齢者の福祉の増進及び地域の保健医療体制の確立を図り、もって地域住民の医療及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

5 事業内容

- (1) 公衆衛生活動に関すること。
- (2) 救急医療に関すること。
- (3) 周南市からの委託による市立病院及び介護老人保健施設の管理運営に関すること。
- (4) その他公社の目的を達成するために必要な事業
 - ア 健康診査事業
 - イ 訪問看護事業
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 健康相談、健康教室等住民の健康づくり事業
 - オ その他

6 組織等

- (1) 役員 11人（理事長1人、副理事長1人、専務理事1人、理事6人、監事2人）
- (2) 評議員 9人
- (3) 職員数 256人（平成29年1月4日現在）